

橋梁長寿命化修繕事業千代阪手線 4 号橋他補修設計委託業務

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、橋梁長寿命化修繕事業千代阪手線 4 号橋他補修設計委託業務（以下「本件業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続及びその他必要な事項を定めるものとする。

1. 本件業務の趣旨

本件業務は、橋梁長寿命化修繕事業において、橋梁補修設計業務の個別発注に対し、複数年契約で業務を実施することにより、一層の品質向上、アセットマネジメントの効率化、合理的なコスト縮減を図ることを目的とした業務であり、ECI 方式（田原本町仕様）（以下「ECI 方式」という）を導入することにより、橋梁の補修における期間短縮や品質向上、施工調整等の円滑化・効率化を図ることを目的とした業務である。

(<http://www.town.tawaramoto.nara.jp/kurashi/seikatsu/kyouryou/7840.html>)

2. 本件業務の概要

- (1) 業 務 名 橋梁長寿命化修繕事業千代阪手線 4 号橋他補修設計委託業務
- (2) 業 務 内 容 橋梁補修設計（令和 3 年度…5 橋、令和 4 年度…4 橋）
（別に定める仕様書のとおり）
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和 5 年 3 月 1 7 日（金）まで
- (4) 契 約 上 限 額 4 4, 7 5 9, 0 0 0 円（最低制限価格 3 5, 5 9 8, 2 0 0 円）
（消費税及び地方消費税に相当する額（税率 10%）を含む。）
年度毎の契約上限額
令和 3 年度 2 7, 9 2 9, 0 0 0 円（最低制限価格 2 2, 2 1 2, 3 0 0 円）
令和 4 年度 1 6, 8 3 0, 0 0 0 円（最低制限価格 1 3, 3 8 5, 9 0 0 円）
- (5) 業 務 概 要 仕様書参照

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成 2 5 年 8 月田原本町告示第 4 3 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。

- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月条例25号）第4条第1項に該当する者ではないこと。
- (8) 田原本町競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「鋼構造及びコンクリート」部門の資格を有すること。
- (9) 国又は地方公共団体が実施した「橋梁補修設計業務」で過去5年間（平成28年度～令和2年度）の元請による履行実績を有すること。
- (10) 管理技術者、照査技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）または、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有し「橋梁補修設計業務」で過去5年間（平成28年度～令和2年度）の履行実績を有する者を配置できること。
- (11) 担当技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造物及びコンクリート）、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造及びコンクリート）の資格を有している者を配置できること。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 参加申込の受付開始 | 令和3年6月 1日（火） |
| 質疑の受付締切 | 令和3年6月11日（金）午後3時まで |
| 質疑の回答（ホームページにて） | 令和3年6月15日（火） |
| 参加申込の受付締切 | 令和3年6月29日（火） |
| 第1次審査（書類審査）（4者以上の申込があった場合） | 令和3年6月30日（予定） |
| 第1次審査結果通知 | 令和3年7月 5日（予定） |
| 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和3年7月 8日（予定） |
| 第2次審査結果通知 | 令和3年7月 中旬（予定） |
| 契約締結 | 令和3年7月 中旬（予定） |

※日程につきましては、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

- (1) 受付期間
令和3年6月 1日（火）から令和3年6月29日（火）まで。
ただし、土日祝日を除く。
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで
- (3) 受付場所
田原本町役場 産業建設部 まちづくり建設課
- (4) 提出方法
持参に限る。
- (5) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 会社概要（様式第2号）
 - ③ 業務実績報告調書（様式第3号）※過去5年間
 - ④ 過去の業務実績がわかる書類（契約書の写し・仕様書の写し・テクリス等）
 - ⑤ 業務実施体制（様式第4号・様式第5号）
 - ⑥ 見積書（任意様式）（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
 - ⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）
発行日から3ヶ月以内のものに限る。

- ⑧ 直近1年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等）
- ⑨ 国税についての納税証明書（国税：様式その3の3）
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑩ 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑪ 提案書提出書（様式第8号）
- ⑫ 提案書表紙（様式第9号）
- ⑬ 一般事項に関する提案（様式第10号）
- ⑭ 品質に関する提案書（様式第11号）
- ⑮ 工程に関する提案書（様式第12号）

企画提案書のページ数は、提案書表紙を含めて20ページ以内とし、両面印刷の場合は10枚までとする。

ア 企画提案書は、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成（イメージ図や写真添付可能）し、各ページにページ番号を記入すること。

イ 仕様書に掲げる内容を盛り込んだ企画提案書を作成すること。

(6) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

副本については、全ての書類において事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、住所等）を削除して提出すること。また、副本については、町において複写する場合があるため、1部は製本しないこと。

なお、提出書類については、正本には全て原本を添付するものとし、副本にはその写しの添付で可とする。

6. 質疑の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和3年6月4日（金）から令和3年6月11日（金）午後3時まで

(2) 提出方法

下記宛先に電子メールにて質疑書（様式第6号）を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にて着信確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外による質疑は受け付けない。

田原本町 産業建設部 まちづくり建設課（担当：森戸、藪内）

Tel：0744-34-2077（直通）

E-Mail：kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和3年6月15日（火）までに町ホームページにて回答する。

7. 企画提案内容

仕様書を踏まえ、次の内容について提案すること。

(1) 一般事項に関しての提案

本業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画等の業務実施にあたっての基本的な考え方等について提案し、ECI方式を確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案すること。また、見積金額が、経済性について優れていることを提案すること。

(2) 品質に関する提案

ECI方式に伴い、効果的で効率的な品質向上実現のための設計時の精度向上や今後改良すべき事項及び対応について提案すること。

(3) 工程に関する提案

ECI方式を確実に遂行するための工程管理及び規制計画に関する方法について提案すること。

8. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、橋梁長寿命化修繕事業千代阪手線4号橋他補修設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（100点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。

また、受託候補者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、次のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

第1次審査ならびに、第2次審査における各審査委員の評価点の平均点が評価点の6割に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

第1次審査（50点満点）

| 評価項目 | | 評価事項 | 評価点 |
|------------|---------|---|-----|
| 一般事項に関する提案 | | 業務の目的、条件、内容を理解しているか。 | 5 |
| | | 業務実施手順を示す業務フロー、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性、田原本町版 ECI 方式を確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案されているか。 | 5 |
| | | 見積額が経済性に優れているか。 | 10 |
| 品質に関する提案 | | ECI 方式に伴い、効果的で効率的な品質向上実現のための設計時の精度向上や今後改良すべき事項及び対応について提案すること。 | 10 |
| 工程に関する提案 | | ECI 方式を確実に遂行するための工程管理及び規制計画に関する方法について提案すること。 | 10 |
| 業務の実現性 | 業務実績・体制 | 過去の類似業務等の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力・経験を有しているか。 | 5 |
| | 経営状況 | 財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。 | 5 |

第2次審査（100点満点）

| 評価項目 | | 評価事項 | 評価点 |
|------------|---------|---|-----|
| 一般事項に関する提案 | | 業務の目的、条件、内容を理解しているか。 | 5 |
| | | 業務実施手順を示す業務フロー、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性、田原本町版 ECI 方式を確実に業務が遂行できる組織体制や取り組みについて提案されているか。 | 5 |
| | | 見積額が経済性に優れているか。 | 20 |
| 品質に関する提案 | | ECI 方式に伴う発注時の予備検討における工事積算に関して、精度向上実現のための方法について提案すること。 | 15 |
| | | ECI 方式のより良い推進に関して、今後も見据え配慮・留意もしくは改良すべき事項及びその対応について提案すること。 | 15 |
| 工程に関する提案 | | ECI 方式に伴う工程管理に関して、年度毎に確実に工事を完了出来るための方法について提案すること。 | 15 |
| | | 工事に伴う通行規制期間の縮小及び、通行止めに伴う道路利用者負担軽減について提案すること。 | 15 |
| 業務の実現性 | 業務実績・体制 | 過去の類似業務等の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力・経験を有しているか。 | 5 |
| | 経営状況 | 財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。 | 5 |

9. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和3年7月8日（予定）

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻又は欠席した場合は、参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場2階 201会議室

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、本件業務に直接携わる者が実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分程度

ただし、準備等にかかる時間は含まない。

(5) その他

- ① プレゼンテーションの内容は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加資料等の使用は不可とする。
- ② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
- ③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。
- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。

- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、受託候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本件業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

12. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。

13. 問い合わせ先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1
田原本町 産業建設部 まちづくり建設課 担当：森戸・藪内
T e l : (0 7 4 4) 3 4 - 2 0 7 7
F a x : (0 7 4 4) 3 2 - 2 9 7 7
E-Mail : kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp